

家保通信

Vol. 40 No. 8 11月号
東京都家畜保健衛生所



令和8年10月26日

かほくイズ

11月18日から24日は何の日でしょう？

- ①全国労働衛生週間
- ②世界薬剤耐性啓発週間
- ③動物愛護週間

高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されています！

10月12日に**韓国**の順天湾で採取された野鳥の糞便から、H5亜型**高病原性鳥インフルエンザ(以下、HPAI)ウイルスが検出**されました。韓国では今シーズン(9月以降)初めての検出事例です。

また、**千葉県**が実施している野鳥サーベイランスにより、採取された環境材料(野鳥の糞便)からH7亜型**低病原性鳥インフルエンザ(以下、LPAI)ウイルスが検出**されています。LPAIは病原性は低いものの伝播力が強く、HPAIに変異する可能性が高い型です。条件によってはLPAIに感染した場合でも殺処分および移動・搬出制限をします。

韓国における野鳥からのHPAIウイルスの疑い・分離事例(引用:農林水産省)



11月から来年1月までは高病原性鳥インフルエンザ警戒シーズンの重点対策期間です。以下3点の対策の実施をお願いします。

1 家きん飼養農場における異状の早期発見・早期通報



毎日の健康観察を行い、飼養する家きんの様子が**少しでも普段と違うと感じた場合にはすぐに当所へご連絡ください。**

2 農場における発生予防対策



(1) 農場におけるウイルス侵入防止対策の強化

手指消毒、靴の履き替え、車両の消毒、野生動物侵入防止の対策等の飼養衛生管理を徹底してください。

(2) ウイルス侵入防止対策の更なる向上の取組



飼養衛生管理基準の遵守状況を正しく理解・評価し、飼養衛生管理の向上を図りましょう。また、**従業員にも飼養衛生管理の周知徹底**を図りましょう。

(3) 再発・密集地域における指導の強化

大臣指定地域においては**十分量の消毒薬の備蓄や塵埃対策**の準備をお願いします。

3 農場周辺の水場、環境での野鳥及び野生動物対策の強化



農場周辺において、野鳥の住处となる**雑草や不要な樹木の除去**、水場や堆肥舎の**野鳥誘引防止対策**の実施、野鳥への安易な**餌やりの中止等**の対策の実施をお願いします。



令和8年度鳥インフルエンザに関する情報について
(農林水産省HP)



関東圏で豚熱が発生しています！



10月7日に**愛媛県**大洲市の養豚場（約4,000頭）で、10日に**群馬県**渋川市の養豚場（約1,900頭）で、16日に**茨城県**かすみがうら市の養豚場（約2,800頭）で**豚熱の発生が確認**されました（10月22日時点）。また、**千葉県鴨川市**では**県内で初めて豚熱陽性の死亡野生イノシシ**が発見されました。飼養者の皆様は、引き続き飼養衛生管理の徹底をお願いします。豚熱ウイルスは、イノシシのいる山林近くの雨水等からも検出されています。豚舎ごとの**手指消毒**や**靴の履き替え**、**車両消毒の実施**等を行い、農場内へのウイルス侵入防止対策を行いましょう。



薬剤耐性について知っていますか？

～農場でできる予防と抗菌剤の適切な使い方～

薬剤耐性菌とは？

抗菌剤は、細菌を原因とした病気の治療に使用する薬です。「薬剤耐性菌」は、**抗菌剤の不適切な使用により生じる細菌**で、抗菌剤が効かない、または効きにくいものを指します。**薬剤耐性菌に感染すると治療が困難になるため**、日頃から抗菌剤を適切に使用し、薬剤耐性菌の産生を防ぐ必要があります。

農場で取り組む 薬剤耐性対策

1 まずは、病気を防ぐ

清掃・消毒など、日頃の飼養衛生管理を徹底しましょう。家畜の健康を保ち、感染症を減らすことで、抗菌剤の使用頻度を減らすことができます。

2 いつもと違う様子なら、早めに獣医師へ

毎日の健康観察で、食欲や元気などの変化を確認しましょう。異状があれば、速やかに獣医師の診察を受けてください。

3 使うときは、獣医師の指示どおりに

● 薬の量・使い方・使う期間を守る

自己判断で量を変えたり、途中でやめたりしないでください。

● 効き目が気になるときは、獣医師に相談する

自分で薬を追加・変更せず、家畜の様子を伝えてください。

● 使用禁止期間・休薬期間を守る

薬が食品に残らないよう、卵や生乳、家畜も含め、出荷までに必要な休薬期間について獣医師に確認し、遵守してください。



詳しくは農林水産省の
「慎重使用」リーフレットへ

クイズの答え：② 11月18日～24日は世界薬剤耐性啓発週間です。薬剤耐性菌が食品などを介して人に感染すると、人の治療でも薬が効きにくくなるおそれがあります。家畜と人の健康を守るため、獣医師と相談しながら、抗菌剤が本当に必要かを考え、適切に使う「慎重使用」に取り組みましょう。

発行日 令和8年10月26日

編集発行



東京都家畜保健衛生所

東京都

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/kaho/>

〒190-0182 東京都西多摩郡日の出町
大字平井2759

TEL：042-588-7171

携帯：090-6941-4315（緊急用）

